

第3期船橋市障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

(概要版)

平成24年3月

船 橋 市

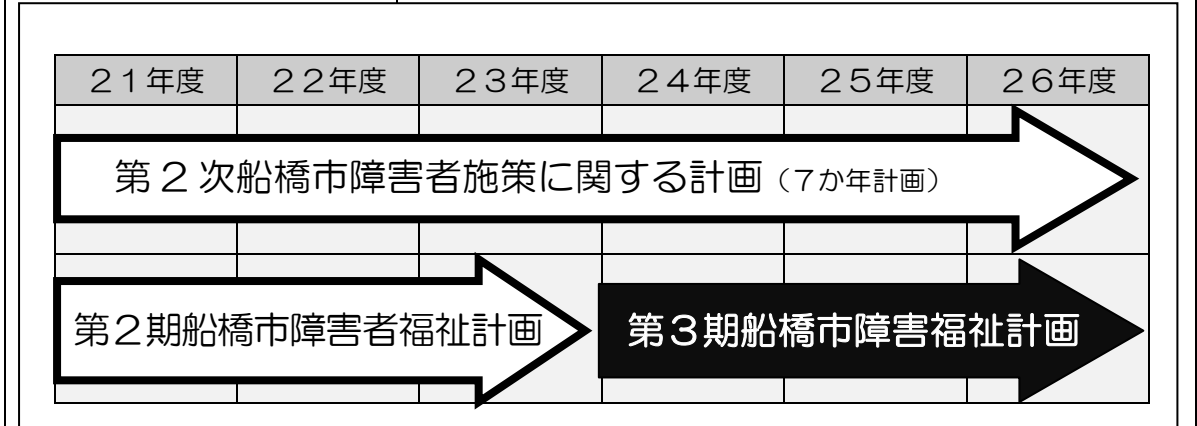
目 次

1	第3期障害福祉計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	第3期船橋市障害福祉計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値・・	5
4	目標達成のための主な取り組みについて・・・・・・・・・・	6
5	障害福祉サービスの見込み量・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	地域生活支援事業の見込み量・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	障害福祉サービスと地域生活支援事業の 見込み量確保のための主な方策・・・・・・・・・・	9
8	障害福祉計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	10

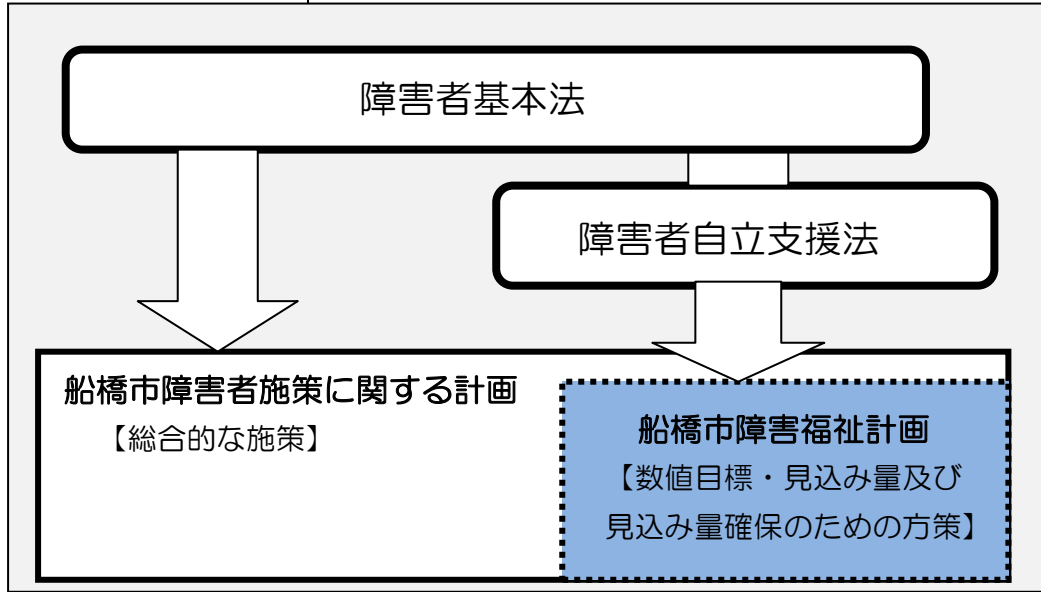
1 第3期障害福祉計画の策定にあたって

障害福祉計画の根拠	障害者自立支援法第88条に規定されています。
<p>＜障害者自立支援法（平成17年法律第123号）抜粋＞ （市町村障害福祉計画）</p> <p>第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>(2) 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量確保のための方策</p> <p>(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p> <p>(4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制確保に関し必要な事項 （第3項以下 略）</p>	
障害福祉計画の趣旨	平成18年度に策定した第1期船橋市障害福祉計画、平成20年度に策定した第2期船橋市障害福祉計画を引き継ぐ第3期計画として、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、具体的な数値目標や見込み量を設定して本市の施策の充実を図るために策定するものです。
障害福祉計画の基本理念	<p>(1) 障害のある人や障害のある子どもの自己決定と自己選択の尊重</p> <p>(2) 障害のある人や障害のある子どもに対するサービスの一元化</p> <p>(3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備</p>

障害福祉計画の期間	3年を1期として策定される計画です。第3期障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の障害福祉サービスと相談支援、地域生活支援事業の量の見込みなどについて定めます。さらに、障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値を設定します。
-----------	---



障害福祉計画の位置づけ	「第2次船橋市障害者施策に関する計画」（障害者基本法に基づく障害者計画）の第4章「雇用・就業」と第5章「生活支援」に関連し、その項目におけるサービスの見込み量及び見込み量確保のための方策などを定めた計画となっています。
-------------	---



2 第3期船橋市障害福祉計画の構成

I	第3期障害福祉計画策定にあたって	本編 1P～
II	障害福祉サービス及び地域生活支援事業の内容	本編 7P～
III	障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値	本編 19P～
IV	障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	本編 26P～
V	地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	本編 38P～
VI	障害福祉計画の推進	本編 55P～

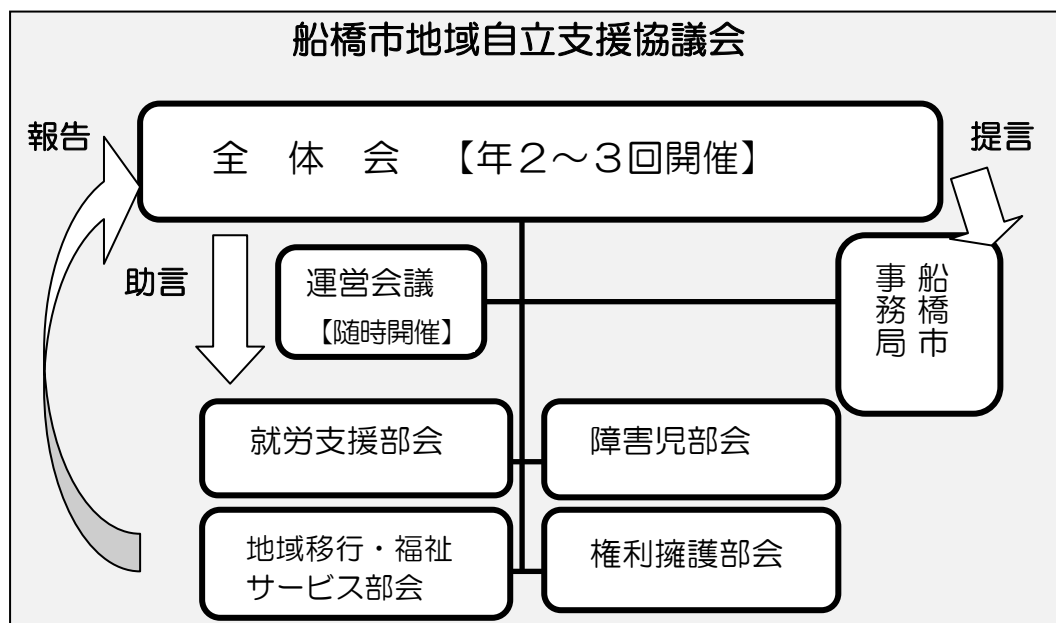
I 第3期障害福祉計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画に対する取り組み、計画の期間、計画の基本理念を記載しています。

II 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の内容

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の内容を記載しています。

市が設置する地域自立支援協議会では、全体会及び各課題別専門部会において、地域における障害のある人への支援について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。



Ⅲ 障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」に基づいて、船橋市の障害福祉サービス等の提供によって達成されるべき平成26年度の目標値を記載しています。

Ⅳ 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

過去の実績や伸び、福祉施設の新体系サービス移行計画などを基に、平成24年度から平成26年度の障害福祉サービスの見込量を算出しました。

障害福祉サービスを訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分け、各事業の見込み量と、見込み量を確保するための方策を記載しています。

Ⅴ 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

過去の実績や伸びなどを基に、平成24年度から平成26年度の地域生活支援事業の各事業の見込み量と、見込み量を確保するための方策を記載しています。

Ⅵ 障害福祉計画の推進

障害福祉計画を推進していくために、制度の周知、制度の円滑な実施、計画達成状況の点検及び評価について記載しています。

3 障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値

1 地域生活に移行する施設入所者の数

項目		数値	考え方
第1期計画策定時の入所者数(A)		352 人	平成17年10月1日時点での数値
平成26年度入所者数(B)		325 人	平成26年度末見込み
目標値	削減見込(A-B)	27 人 (8) (%)	入所者の削減数 ((A-B)/A)
	地域生活移行数(C)	41 人 (12) (%)	施設からグループホーム等に移行する者の数 (C/A)

2 一般就労に移行する福祉施設利用者の数

	項目	数値	考え方
1	第1期計画策定時の年間一般就労移行者数(A)	9 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	平成26年度の年間一般就労移行者数(B)	36 人 (400) (%)	平成26年度において社会福祉施設から一般就労に移行した者の数(B/A)
2	平成26年度末の福祉施設利用見込者数(C)	1,492 人	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が対象
	上記(C)のうち平成26年度末の就労移行支援事業利用者数(D)	172 人 (12) (%)	(D/C)
3	平成26年度末の就労継続支援事業利用者数(E)	449 人	A型=雇成型 37人 B型=非雇成型 412人
	上記(E)のうちA型(雇成型)利用者数(F)	37 人 (8) (%)	(F/E)

4 目標達成のための主な取り組みについて

1 施設入所者の地域生活への移行に向けた主な取り組み

- 地域生活への移行に際し重要な、グループホームやケアホームの安定的な運営のための補助を行います。また、創設を困難にしている建築基準法の寄宿舍としての取り扱いについて、200㎡以下の小規模グループホーム等については、専用住宅として取り扱えるか関係部局間で調整しておりますが、現在、基準緩和について国が検討しているため、動向を注視していきます。
- 障害者記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めます。
- 地域生活への移行に欠かせないサービスの短期入所については、今後の需要増へ対応するための働きかけを事業所に行い、受け入れ先の確保に努めます。
- 地域生活への移行後も、継続的な自立と社会参加を実現させるために、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着に対する支援体制の充実に努めます。

2 福祉施設から一般就労への移行に向けた主な取り組み

- 県の委託により、障害のある人の就業に対する支援を実施している障害者就業・生活支援センターに対し、障害のある人の一般就労に向けた支援員増員のための補助を引き続き行います。
- 船橋公安職業安定所と、障害者雇用促進合同面接会を共催し、就職を希望する障害のある人と求人者が一堂に会する機会を提供し、一般就労への移行を促進します。
- 一般就労に向けた職場実習の機会を確保するために、実習を受け入れた事業主に奨励金を交付し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進します。また、障害のある人を雇用した事業主に対しても奨励金を交付することにより、雇用を容易にし障害のある人の一般就労の促進を図ります。

5 障害福祉サービスの見込み量

障害福祉サービスとは、全国一律に公平、公正なサービス提供ができるよう国が対象者及びサービス実施事業者の要件、サービス提供の方法、事業者の報酬等を定めているサービスです。

福祉サービス		見込み量			単位
		24年度	25年度	26年度	
訪問系	居宅介護	18,424	19,707	20,990	(上段) 延べ支給 時間/月 (下段) 支給人数 /月
		560	599	638	
	重度訪問介護	8,694	8,832	8,970	
		63	64	65	
	同行援護	7,800	8,050	8,300	
		156	161	166	
	行動援護	2,385	2,531	2,678	
		65	69	73	
重度障害者包括支援	0	0	0		
	0	0	0		
日中活動系	短期入所	12,047	12,224	12,402	
		814	826	838	
	療養介護	93	93	93	
		3	3	3	
	生活介護	17,618	17,848	18,078	
		766	776	786	
	自立訓練(機能訓練)	598	598	598	
		26	26	26	
	自立訓練(生活訓練)	1,357	1,357	1,357	
		59	59	59	
	就労移行支援	3,496	3,726	3,956	
		152	162	172	
	就労継続支援A型	621	736	851	
		27	32	37	
就労継続支援B型	8,326	8,901	9,476		
	362	387	412		
居住系	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)	210	220	230	
	施設入所支援	327	326	325	
	地域移行支援	5	7	9	
相談支援	地域定着支援	5	7	9	
	計画相談支援	360	900	1,900	

6 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業とは、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を、市が効率的・効果的に実施する事業です。

事業名		見込み量				単位
		23年度	24年度	25年度	26年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	1	事業実施箇所数
	地域自立支援協議会	1	1	1	1	
	市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1	配置人数
	成年後見制度利用支援事業	6	15	22	28	助成人数
	障害児等療育支援事業	4	4	4	4	事業実施箇所数
	子どもの発達に関する相談	2	2	2	2	事業実施箇所数
	こども発達相談センター	1	1	1	1	
	ことばの相談室	1	1	1	1	
支援事業 コミュニケーション	手話通訳者派遣事業	19	19	21	21	通訳者登録数
		1,138	1,213	1,288	1,363	派遣件数／年
	手話通訳者設置事業	3	3	3	3	通訳者設置数
		4,255	4,555	4,855	5,155	相談件数／年
	要約筆記者派遣事業	25	25	35	35	要約筆記者数
		545	557	569	581	派遣件数／年
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具	21	21	21	21	延べ給付件数 ／年
	自立生活支援用具	103	103	103	103	
	在宅療養等支援用具	78	78	78	78	
	情報・意思疎通支援用具	68	68	68	68	
	排泄管理支援用具	10,207	10,513	10,828	11,152	
	居宅生活動作補助用具	13	13	13	13	
事業 移動支援	移動支援事業	72	77	77	77	実施箇所数
		288	297	315	334	利用者数／月
		3,476	3,824	4,207	4,628	延べ利用時間／月
センター事業 地域活動支援	地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	実施箇所数
		103	103	103	103	利用人数／月
	地域活動支援センターⅡ型	0	0	0	0	実施箇所数
		7	7	7	7	利用人数／月
	地域活動支援センターⅢ型	10	11	10	10	実施箇所数
		133	158	159	172	利用人数／月

事業名		見込み量				単位
		23年度	24年度	25年度	26年度	
その他	福祉ホーム(身体)	11	11	11	11	入居者数/月
	福祉ホーム(精神)	0	0	0	0	
	訪問入浴サービス事業	151	308	308	308	延べ利用件数/年
	更生訓練費給付事業	10	10	10	10	利用者数/月
	施設入所者就職支度金給付事業	1	1	1	1	給付件数/年
	知的障害者職親委託事業	1	1	1	1	利用者数/月
	生活訓練等事業	27	27	27	27	延べ利用件数/月
	日中一時支援事業	280	336	403	483	利用者数/月
	生活サポート事業	0	0	0	0	利用者数/月
	スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	1	1	1	1	教室開催数/年
	点字の広報発行事業	20	20	20	20	発行部数/月
	声の広報発行事業	71	71	71	71	
	手話通訳者養成事業	36	36	36	36	研修開催数/年
	要約筆記者養成事業	27	27	27	27	
	自動車運転免許取得事業	5	5	5	5	助成件数/年
自動車改造費助成事業	13	13	13	13		

7 障害福祉サービスと地域生活支援事業の 見込み量確保のための主な方策

- 今後需要の増大が予想されるサービスを中心に、利用者や事業者に対して制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス利用の促進に努めます。
- 短期入所については、需要増に対応するため、市内の社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して、受け入れ先の確保を働きかけるとともに、利用者に対しては制度の周知とサービス利用の促進に努めます。
- 平成24年4月1日より法定化される自立支援協議会の全体会及び専門部会において、本市に必要な日中活動サービスを検討し、障害のある人の様々なニーズに対応した活動の場の確保に努めるとともに、事業者に対しては各種研修への参加を働きかけ、専門的人材の確保やサービスの質の向上に努めます。

- グループホーム及びケアホームについては、事業者に対して、運営・整備に係る補助を引き続き行うとともに、創設時に不可欠である地域住民の障害に対する理解の促進のために、障害者週間記念事業などの啓発活動を行います。
- 障害者相談支援事業については、総合相談窓口「ふらっと船橋」を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討し、市内の相談体制の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、平成23年7月に開設した「船橋市成年後見支援センター」において、本事業を含めた成年後見支援制度についての周知を図ります。また、平成24年10月に施行される「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づく市町村虐待防止センターの設置を含む虐待防止体制を確立し、より一層市内の権利擁護体制の強化に取り組んでいきます。

8 障害福祉計画の推進

○制度の周知

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」による新たな制度の実施にあたり、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

○制度の円滑な実施

総合相談窓口「ふらっと船橋」、市、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携による相談支援のネットワークの構築に取り組むとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討し、障害福祉サービスと地域生活支援事業の円滑な実施と障害者福祉計画の推進を図ります。

○計画達成状況の点検及び評価

地域移行や一般就労移行という障害福祉計画の目標や障害福祉サービスの提供見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。